

## 高森カントリークラブ利用約款

当クラブを利用されるすべてのお客様(会員・ビジターを問わず)は、快適で安全なプレーをお楽しみいただくため、当クラブ会則、細則、内規等によるほか、本約款に定められたところによりご利用いただきます。

### (利用契約の成立)

第1条 当クラブにおいてプレーされる方はフロントにおいて所定の署名簿にサインして下さい。これにより当クラブは署名者の施設利用を本約款に基づきお引受けすることになります。

### (利用の申込み・違約金等)

第2条 プレーの予約申込み、違約金については、当クラブの規程に従っていただきます。

### (施設利用の拒絶)

第3条 当クラブは次の場合には施設の利用並びに利用の継続をお断りすることがあります。

1. 満員のためスタート時間に余裕がないとき。
2. 非会員については、会員の同伴又は紹介がないとき。
3. 天災等やむを得ない事情によりクローズする場合。
4. ゴルフ規則及びエチケットに著しく違反する言動があったとき、あるいは他の利用者との友好を著しく損う言動があったり、注意しても改められない場合。
5. 暴力団関係者である方、又は暴力団関係者であることを偽りその旨が判明したとき、身体の一部に刺青のあることが判明したとき。
6. ゴルファーとしてふさわしくない服装の場合。
7. 無断の写真撮影、録音等をしたとき。
8. その他会則、細則及び本約款の定め違反した場合並びに当クラブの施設を利用されることが好ましくない事由がある場合。

### (休場日・開場時間)

第4条 当クラブの休場日と開場時間は当クラブの定めるところによりますが、臨時に変更する場合があります。

### (金銭その他高価品)

第5条 金銭その他高価品(貴金属、有価証券等)については、所定の封筒に記名封緘のうえフロントにお預けいただかない限り、当クラブは一切の責任を負いません。  
お預け品は預り証の本人のサインと引換えにお返しいたします。  
預り証を紛失した場合は、直ちに届出て下さい。

### (携帯品・自動車等)

第6条 利用者の携帯品並びに駐車中の自動車の積載物については各人が管理するものとし、盗難、毀損等事故が生じても当クラブはその責任を負いません。

(ロッカー)

第7条 ロッカーは所定の方法で施錠をしていただきますが、ロッカー内の諸物品に事故が発生した場合、当クラブはその責任を負いません。

(危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第8条 ゴルフは時として大へん危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット、マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず全て自己の責任において安全を確認したうえでプレーをしていただきます。

(ティグラウンドにおける素振り)

第9条 素振りは、特に指定された場所以外では行わないで下さい。打順以外の方はティグラウンドに入らないで下さい。

(飛距離の確認)

第10条 先行組に対しては、後続組のプレーヤーはキャディのアドバイス如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断して、先行組に打ち込まないようにプレーして下さい。

(フォアキャディの合図)

第11条 フォアキャディの合図は、通常先行組が第2打を打ち終わり通常の飛距離外に前進したと判断されるとき合図ですから、合図があってもプレーヤーは自己の飛距離等、安全を自分で判断したうえでプレーして下さい。

(打者の前方に出ないこと)

第12条 同伴プレーヤーは打者の前方(斜前方を含む)には絶対に出ないで下さい。やむを得ず前方に出るときは、自己の責任で事故発生回避をして下さい。

(隣接ホールへの打込み)

第13条 隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、打込むことのないようにプレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重にプレーして下さい。万一打込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図をし邪魔にならないようプレーするとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分注意してプレーして下さい。

(退避及び退避所)

第14条 先行組のプレーヤーは、後続組に対して打球されるときは後続組が全員打ち終るまで退避所や安全な場所に退避して下さい。

(ホール・アウト後の退去)

第15条 ホール・アウト後は直ちにグリーンを去り、次のホールへ進んで下さい。

(雷鳴、地震、その他天災地変があった場合)

第16条 雷鳴、地震、その他天災地変があった場合は、直ちにプレーを中止し避雷小屋等安全と思われる場所に退避して下さい。

(乗用カートの取扱い)

第17条 乗用カートは乗用カートに表示の「自動運転操作要領」及び「警告」に従って取扱って下さい。

(火気使用の禁止)

第18条 コース内、クラブハウス内の火気使用は、所定の場所以外は禁止いたします。煙草の吸殻等は必ず灰皿に入れて下さい。

(違背の場合の責任)

第19条 利用者が第8条・第9条・第10条・第11条・第13条・第17条及び第18条に違背し、第三者に傷害等の事故を発生させた場合並びに第8条・第9条・第12条・第14条・第15条・第16条及び第17条に違背し、自ら傷害等の被害を受けた場合は、当クラブは一切損害賠償等の責任を負いません。

(クラブの確認)

第20条 利用者はプレーを終了した場合、クラブを点検し間違いがないか慎重に確認して下さい。確認後におけるクラブの不足、損傷等の暇疵については当クラブは責任を負いません。

(施設に損害を与えた場合)

第21条 利用者の故意又は過失により当クラブの施設に損害を与えた場合は、その損害額を賠償していただきます。

(施設内への持込品)

第22条 施設内へ下記のものを持込むことを禁止いたします。

1. 動物のペット類。
2. 著しく悪臭を放つもの。
3. 銃砲刀剣類。
4. 火薬及び揮発油等発火、爆発のおそれがあるもの。
5. 騒音を発するもの。

(行為の禁止)

第23条 何人も施設内で下記の行為は禁止いたします。

1. とばく、その他風紀を乱す行為。
2. 物品販売、宣伝広告物の配布等の行為。
3. 利用者以外のコース内立入り行為。(特に許可する場合を除く)
4. 写真撮影、録音等の行為。( )
5. 他人に迷惑を及ぼす、又は不快感を与える行為。

(緊急)

第24条 利用者は自己の健康状態に充分配慮して下さい。緊急の場合はできる限りの努力をいたしますが、結果については責任を負うことができません。

(再来場の拒絶)

第25条 ビジターの利用者で当クラブにおいて下記の行為があったときは、再来場をお断りするとともに利用者を紹介された会員並びに利用者と同伴された会員は、当該ビジターに関する一切の行為の責任を持っていただくとともに当クラブより処分されることがあります。

1. ビジターの利用者が会員名を詐称した場合。
2. 代金の支払いをしなかった場合及び拒絶した場合。
3. その他本約款に違反した場合。

(付則) 本約款は昭和60年3月8日から施行する。

(平成12年6月1日改正)

(平成21年4月1日改正)